

平成25年第13回葛巻町議会定例会会議録（第5号）目次

（決算特別委員会）

平成25年9月11日

【開会】

【認定第1号～認定第6号審査】

- 日程第1 認定第1号 平成24年度葛巻町一般会計歳入歳出決算の認定について・・・・・・・・ 1
- 日程第2 認定第2号 平成24年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出
決算の認定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
- 日程第3 認定第3号 平成24年度葛巻町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認
定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
- 日程第4 認定第4号 平成24年度葛巻町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
の認定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
- 日程第5 認定第5号 平成24年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決
算の認定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
- 日程第6 認定第6号 平成24年度葛巻町国民健康保険病院事業会計決算の認定に
ついて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39

平成25年第13回葛巻町議会定例会会議録 第5号 (決算特別委員会)

告示年月日	平成25年8月8日(木)					
招集年月日	平成25年9月6日(金)					
招集の場所	葛巻町役場					
会期	平成25年9月6日～平成25年9月17日 12日間					
会議の月日	平成25年9月11日(水) 開会10時00分 閉会14時15分					
応招・不応招 議員及び出席 並びに欠席議員 (凡例) ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 遅 遅 早 早	議席番号	議員氏名	出席の有無	議席番号	議員氏名	出席の有無
	1	柴田 勇雄	○			
	2	鈴木 満	○	7	鳩岡 明男	○
	3	姉帯 春治	○	8	辰柳 敬一	/
	4	小谷地 喜代治	○	9	高宮 一明	○
	5	山岸 はる美	○	10	中崎 和久	/
会議録署名議員	2番	鈴木 満		7番	鳩岡 明男	
会議の書記	議会事務局長	澤口 節子		議会事務局総務係長	遠藤 政明	

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
	町長	鈴木 重男	農林環境エネルギー課長	山下 弘司
	副町長	觸澤 義美	建設水道課長	村木 淳一
	教育長	中田 直雅	教育委員会教育次長	近藤 勝義
	監査委員		病院事務局長	岩泉 宇昭
	総務企画課長	村中英治	農業委員会事務局長	深澤口 和則
	政策秘書課長	丹内 勉	総務企画課総合政策室長	服部 隆行
	住民会計課長	上小路 隆男	総務企画課財政係主任	近藤 桂太
健康福祉課長	鳩岡 修			

(開会時刻 10時00分)

決算特別委員長 (鳩岡明男君)

朝のあいさつをいたします。おはようございます。

ただいまから、決算特別委員会を開会します。

ただいまの出席委員は、7名です。

定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これから、決算審査を行います。

お諮りします。

審査の方法は、一般会計及び特別会計とも、歳入歳出全般という形で質疑を行いたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

議事の進行上、各委員及び当局にお願いします。

質疑する委員は、質疑する箇所のページを示して、簡潔にお願いします。

なお、質疑事項は1回につき、2、3点に区切り、関連した質疑以外は、改めて発言の機会を求め、行っていただくようお願いします。

また、質疑応答の際は、職名を言ってから、簡潔にお願いいたします。

それでは、日程第1、認定第1号、平成24年度葛巻町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

鈴木委員。

鈴木満委員

私からは、3点お聞きしたいと思います。

農林関係でございますが、ページ数にしまして141ページのプラトーの改築工事、あと、143ページの優良後継牛の確保対策事業について、さらには145ページの生ごみ処理施設について、3点お聞きしたいと思います。

まず、141ページの交流館プラトーの浴室の増築工事でございますが、これも補正等がありまして、浴室が大きくなったということで、急きょボイラーもということで、非常にプラトーの新しいお風呂を待ち望んでいる町民の方もいらっしゃいますけども、これは、もうオープンしているのでしょうか、まだなののでしょうか。

決算特別委員長 (鳩岡明男君)

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長 (山下弘司君)

お答えいたします。

プラトーの風呂の改修の関係でございますが、6月に補正をお願いしまして、今、ボ

イラー等の交換の工事を始めてございます。7月24日に契約になっていまして、10月25日までの工期で現在進めてございまして、実際の工事には9月9日から入ってございます。今の業者との打合せですと、16日頃までに完成するというようなことで進めているところでございます。

決算特別委員長（鳩岡明男君）

鈴木委員。

鈴木満委員

お風呂に関してですけども、やはり補助事業とはいえ、公社の施設等ということを考えますと、やはり我が町にありますエネルギーを使ってお湯を沸かすお風呂というのが最も望ましかったのではないかと思いますし、それが視察、あるいはプラトーに来たお客さん方にしても、大変アピールになるのではないかと思いますけども、そういう考え等は最初からなかったのでしょうか。

決算特別委員長（鳩岡明男君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（山下弘司君）

この改修工事のプロジェクトの事業の関係ですが、国の事業を活用して実施しているわけですが、既存の施設の改修、そういった部分は補助の対象にならないということもございまして、今回は既存のボイラーの能力が十分、今回、増設する分を賄うことができるということだったものですから、そのまま既存のボイラーを使うということで事業を進めてきたところでございます。ですが、実際に動かそうとした場合に、老朽化しているために、ボイラーの当初の予定の能力が発揮できないというようなことがございまして、6月に補正をお願いしまして、ボイラーの取り替えもするというようなことで進めているところでございまして、当初は、下の方に木質のバイオガス施設があるわけですが、そこから熱を供給するようなことも考えたわけですが、先ほど申しましたように、その補助事業の対象にならないこともございまして、多額の経費がかかる部分もございまして、既存のボイラーの能力もあるということで、そういうことで進めたところでございます。

決算特別委員長（鳩岡明男君）

鈴木委員。

鈴木満委員

分かりました。

今後、ぜひ、そういう施設等を利用しての増築なり、あるいは、お風呂に入らなくても、例えば、全国的にいっぱいありますけども、足湯などもあれば、また、お客さん

も足を運ぶのではないかと思いますので、そういうことも今後考えていただければと思います。

続きまして、生ごみ処理増築工事の施設についてですが、5月に常任委員会で町内視察をしまして、その後、施設を担当課の方で説明をいただきまして、この金額も載っておりますが、5,000,000円以上かかったということで、私をはじめ全議員さん、本当にこんなにかかっているのか、それくらいかかるのかという、ちょっと疑問視するような金額、そして、舗装面等もあの当時は歪んでおりましたし、改築はするというのを課長さんは言うておりましたけれども、この施設と金額、その見合った対応というのが、私にはどうも、施設の割にはあまりにもかかっているなと思いますけども、この辺は担当課としてはどのように捉えているのでしょうか。

決算特別委員長（鳩岡明男君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（山下弘司君）

バイオガス施設の改修工事の関係でございまして、昨年10月から分別回収を新たに細分化して実施するというに伴いまして、生ごみも町の中心部から回収するという形の事業を進める関係で、生ごみを受け入れる施設を増築させていただいたところでございます。

施設の規模は20.75平方メートルの大きさで、坪数にしますと6.3坪になってございまして、金額が5,499,900円というようなことになるものでございます。設計が5,580,000円ほどですので、請負率は98.5パーセントということで契約になったものなのですが、これは、最初は町内の業者さんを選定しまして、入札をかけたところですが、3回で落ちなかったというようなこともございまして、近隣のところで工事をやっている業者さんとの契約になったものでございます。

施設としましては、既存の施設は鉄骨の構造になってございまして、それに木造の施設を増設する形になってございまして、異種構造のものを合わせてつくるような形になりますので、特殊なジョイント等を使う形になる部分もございまして、そういった部分があるの、普通の建物と違った価格になるというようなことがございました。

それから、あと、もう一つは、特異用途ということですが、高さの関係で、トラックが実際に入っての作業になるものですから、既存の規格の垂直材では対応できないということで、特殊材といいますか、そういうのを使う形になったのと、それから、構造上の関係もございまして、外壁も前の鉄骨の建物に合わせた形の構造にしたこと、そういったこと等の要因等もございまして、通常の工事等の価格よりは、どうしても割高になるというようなこと。それから、建物があまり大きくなかった部分で、割安にならなかったようなこと。それから、冬工事だったこと。そういった要因での価格設定になったものですので、工事としては適正なものということで考えているものでございます。

決算特別委員長（鳩岡明男君）

鈴木委員。

鈴木満委員

分かりました。

ぜひ、この施設の稼働率を高めていただきまして、本当に実のある施設になっていただければと思います。

次に、優良後継牛確保対策事業についてですけれども、当初予算計上は1,000,000円でしたが、1,400,000円ちょっとということで、農家さんの利用率が多く、これは畜産農家にすれば大変ありがたい、そういう後継牛に対する町の方針、姿勢だと思えます。

私どもも議会の方で議会報告会をさせていただいたときに、和牛農家さんから、和牛正規の方ですけれども、4頭決められて、そのうちの1頭が奇形児が生まれるリスクがある種牛だということで、そういう報告を受けまして、そのことは、どのように対応したのか。できれば、この4頭以外にももう少し幅広くというご意見もございましたけれども、私どもの説明の際には、あまり幅広くしますと本当にきりが無いということで、当初、この4頭の指名というのはどういうような考えだったのかお聞きしたいと思えます。

決算特別委員長（鳩岡明男君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（山下弘司君）

お答えいたします。

優良後継牛の対策の事業でございますが、肉牛の関係につきましては、今、委員さんがおっしゃいましたとおり4頭の種雄牛を選定させていただいたところでございますが、これにつきましては、肉牛部会さんの方からの要望があった4頭を、家畜改良事業団さんと相談しまして、改良事業団さんの4頭を選定させていただいたところでございます。

その中に、1頭そういう種雄牛がいたというようなこともあったというようなことも伺っていますが、今年度につきましては、その種雄牛は外しまして、家畜改良事業団さんの種雄牛については2頭、それから、県雄牛2頭で、合わせて4頭の種雄牛を使うことで今年度は実施しているところでございます。

決算特別委員長（鳩岡明男君）

次の方。小谷地委員。

小谷地喜代治委員

私からは、昨年、各地区に太陽光発電の施設を設置していただき、各地区では本当に快適な環境の中で集会、あるいは活動をしているわけですけれども、売電している地区がほとんどだと思いますけれども、その売電の活用方法、活用している内容等を自治会等からお聞きになっているかと思いますが、どのような活動をしているのかお伺いします。

決算特別委員長（鳩岡明男君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（山下弘司君）

コミュニティセンターへの太陽光の発電施設の設置の関係でございますが、25カ所に設置しまして、昨年度の発電量の関係でございますが、178,900キロワットアワーほどの発電になってございまして、設備の利用率としては11.2パーセントの利用になってございます。その発電しました電気を売電しているわけですが、売電の額が約6,300,000円ほどの販売の収入になってございます。蓄電池等も入ってございますので、蓄電は夏まつりとか、そういった際にも活用しているようなことで伺っておりますが、利用としては、そういった関係の部分での活用を、現在のところは聞いているところでございます。

決算特別委員長（鳩岡明男君）

小谷地委員。

小谷地喜代治委員

いろいろな自治会の活動に利用しているということのようですけれども、本当に地区では負担金を少なくするだとか、いろんな行事を開催するだとかというようなことで、本当に活発に活動されていることで、大変よかったなというように思っております。そこで、その25カ所の施設の中で、売電していないという地区があるのでしょうか。

決算特別委員長（鳩岡明男君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（山下弘司君）

24年度の実績では、売電していないところの施設というのはございません。全部の施設で売電になってございます。

決算特別委員長（鳩岡明男君）

次の方。山岸委員。

山岸はる美委員

私の方から2点。

123ページで、子宮頸がん等ワクチン接種のことですが、くずまきテレビで、全国的にそのワクチン接種後に重い副作用が出たということで、当面自粛といいますか、見合わせるという放映がされております。くずまきテレビでのその放送内容は、あたかも葛巻町内の予防接種、ワクチン接種をした方に副作用があったような、そのようにもとら

れかねないと思います。ですから、接種を受けた方々が、その接種を受けたことで副作用が今から出るのではないかといいいますか、大変、恐怖といいいますか、心配になるのではないかと思います。そこに一言、全国とか、そういうところで数件、重い副作用があったとの丁寧な説明があればよろしいかと思いますが、まず、この点が1点であります。

次が、137 ページ、町農業用廃プラスチック適正処理推進協議会の予算計上がされておりますが、確か昨年末の一番最後のあたり、上平の方の計量器が故障してしまったという話を聞いております。今年になってからの廃プラスチックの運搬というのが、これから9月19日が今年度初めての処理日になっております。やはり、適正処理を目指しているのであれば、昨年末に計量器が故障というか、そうした場合は年度当初に、案内によると、その計量器がある乱吉沢の方で計量して上平の方に運び込むといいいますか、今年も数えるところ何回かしか運搬できない日があると思います。今年初めての分ですから、大量な廃プラスチックの運搬が予想されますので、事故等がないように願うものではありませんが、今後もこのような態勢で廃プラスチックの処理に当たるのか、その点についてお伺いします。

決算特別委員長（ 嶋岡明男君 ）

健康福祉課長。

健康福祉課長（ 嶋岡修君 ）

子宮頸がんのワクチン接種の副作用ということで、痛みが残るといようなことでの副作用を受けての見合わせという状態になっているわけでございますけれども、ご指摘の部分、そのような誤解を生じるという部分があるという部分につきまして、確認しながら対応してまいりたいというように考えてございます。ありがとうございます。

決算特別委員長（ 嶋岡明男君 ）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（ 山下弘司君 ）

2点目の廃プラスチックの回収の関係についてお答えいたします。

今年度は確かに計量器が壊れている関係で、今までは、そこに行って最初に計量をして、その廃プラスチックを置いた後にまた計量していただいて、その量を量るという形の方法で進めてきていたのですが、今おっしゃいますとおり、計量器が壊れている関係がございまして、今年度は乱吉沢の方の施設で一旦計量していただいて、その車を1回登録していただいてやる方法に変えてございます。それで、ご不便をおかけするところですが、次回からはその登録した車を使った形で上平で処理できるような形にしていきたいということで今進めておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

決算特別委員長（ 嶋岡明男君 ）

山岸委員。

山岸はる美委員

廃プラの方であります、計量器は新規のものを購入するとかではなくて、これからも乱吉沢、そして上平の方と2カ所の処理にかかるルートというのは続いていくということでしょうか。

決算特別委員長（鳩岡明男君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（山下弘司君）

今のところは、そういった今年やる方向で、しばらく進めたいということで考えているところでございます。

決算特別委員長（鳩岡明男君）

山岸委員。

山岸はる美委員

昨年末に、そういう計量器の故障があったのであれば、畜産を第1次産業とする当町でありますから、やはり適正処理を目指すのであれば、当初予算の方で計量器の新規の購入やら、だから、今年からの1年分のもので9月19日に集中するという事で荷積みの方もかなりの制限を超えることも予測されますし、車の往来の心配もあります。今後の予定として、計量器を新たに上平の方でも購入するとか、そういう考えはないのでしょうか。

決算特別委員長（鳩岡明男君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（山下弘司君）

確かに、これまで4回やってきて、年4回の回収をする形でやってきたのが、回数が減っている関係で集中することも予想されますので、事故のないような形で進めたいということではいるのですが、今年状況を見ながら検討させていただきたいと思います。

決算特別委員長（鳩岡明男君）

山岸委員。

山岸はる美委員

本当に適正処理です。私たちも畜産農家でありまして、やはり乱吉沢の方も決して道路幅があるわけでもありませんし、あそこから急にカーブを曲がって、車同士の往来が心配されますし、このことは、やはり第1次産業でありますから、適正処理を目指すの

であれば計量器の購入といいますか、新たな設置というのは求めていかなければならないと思いますが、もう一度この点についてお願いします。

決算特別委員長（鳩岡明男君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（山下弘司君）

今年の状況、9月19日の状況を見ながら検討させていただきたいと思います。

決算特別委員長（鳩岡明男君）

次の方。姉帯委員。

姉帯春治委員

155ページの森林作業道の雪の被害の処理について、おそらく22年災の大雪の被害の部分だと思いますけども、これは今回で終わりになるわけですか。

決算特別委員長（鳩岡明男君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（山下弘司君）

森林作業道の雪害木の処理の関係でございしますが、これは平成22年の大雪の際の被害木の処理の関係を今進めているわけですが、今年度は4路線で7,800メートルほどの処理を行ってございします。昨年度と合わせますと、13路線で21,600メートルほどの処理を行ったところですが、今年度につきましては4路線を予定しておりまして、5,400メートルほどの処理をすることで今進めてございします。

現在のところ、さらに、そのほかに2路線、約3,000メートルくらいは被害にあっているところがあるというようなことの情報も今入ってございしますので、そういった部分につきましては、また来年度対応するような形で進めていきたいということで考えているところでございします。

決算特別委員長（鳩岡明男君）

姉帯委員。

姉帯春治委員

これは、振り返ってみれば、60年以上の大雪ということで、すぐにできることではないと思っておりますけれども、やはり山林の有事の際には、必ず必要とされる作業道ですので、できれば早めに作業をしていただけるような形をとれるのかどうか。

決算特別委員長（鳩岡明男君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（山下弘司君）

被害路線等の関係の把握につきましては、作業をしながら把握している部分もございますので、確認された関係の部分について、しっかり対応していくという形で進めていきたいということでございます。よろしく申し上げます。

決算特別委員長（鳩岡明男君）

次の方。柴田委員。

柴田勇雄委員

私の方からお伺いをいたしたいのは、説明書の17ページをご覧になっていただいて、公債費の歳出合計には790,500,129円の数字が入っておりますが、たぶん、償還金利子及び割引料にこの数字が入ってくるものではないかなというような確認をさせていただきたいと思います。

それから、次に、22、23ページをご覧になっていただきたいと思うのですが、これは、基金の状況がこのように推移がなっております。財政調整基金、それから町債減債基金と、地域づくりも入っております。いわゆる主要基金と言われているものでございます。その中身については、23ページに、このように現在高が示されているわけですが、これに、最も積立金の多い公共施設整備基金の状況も、ぜひ加えていただきたいと、一番額が多くて、ここには、その他の方に入っているのではないかと思われまますので、この項目立てを22、23ページに、ぜひ、これを掲載していただきたいということですが、まず、この2点についてお伺いをいたしたいと思います。

決算特別委員長（鳩岡明男君）

総務企画課長。

総務企画課長（村中英治君）

大変申し訳ございませんが、1点目のご質問をされるまでに、私、ページの方を開けなかったものですから、ちゃんどご質問の趣旨を聞くことができませんでしたので、もう一度確認をさせていただきたいと思います。

それから、2点目の公共施設の基金については、事後作成する際に挿入させていただくことで検討させていただきます。

決算特別委員長（鳩岡明男君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

もう一度申し上げます。

17 ページをご覧になっていただいて、公債費の欄がございませぬ。公債費の欄に歳出合計が790,500,129円と記載になっています。この集計の、この報酬から繰出金まで各項目が並んでおりますけれども、この中に、どこに入ればいいのかということですが、合計がこの中に入ってこなければ、合計がとれないのではないかと。分かりますか。

決算特別委員長（ 鳩岡明男君 ）

総務企画課長。

総務企画課長（ 村中英治君 ）

了解いたしました。

今ご指摘のとおりでございまして、ここの合計額が795,000,000円ほどございまして、今、総務費と民生費のところに入っておりますが、それ以外が空欄になっておりますので、ここに数字が入りまして、合計790,000,000円となるのが正しいものでございまして、今、口頭ですぐにご説明申し上げられませんので、後ほど資料として訂正して、ご報告させていただければと思います。

決算特別委員長（ 鳩岡明男君 ）

柴田委員。

柴田勇雄委員

それでは、次に進ませていただきたいと思いますが、まず、町税全般について、ページ数は申し上げませんので、町税は、住民税、固定資産税、国保税の三つが主なものでございまして、国保税のこの分についても関わりがございまして、あえてお伺いをさせていただきたいと、このように思っております。

監査意見書を読ませていただきまして、この町税については差し押さえなどを含めた滞納整理が功を奏したという監査意見書がございまして、それからまた、県への滞納整理機構への職員派遣で、その研修成果が活かされたというような、この大切な項目が載っております。

中身を見てみましても、この主要三つの税についても、対前年度比で比較いたしますと、町民税は少し徴収率も向上しております。固定資産税、国保税は若干下がっておりますけれども、下がったとは言っても1ポイント以内というような形でございまして、監査委員のこういったような部分については、そのとおりなのかとは思っておりますが、この差し押さえなどで滞納整理ということの言葉が出てまいりましたので、この差し押さえ件数とか、あるいは内容、こういったようなことは、どのような形での整理をされたのか、その内容についてお伺いをいたしたいと思っております。

また、県の滞納整理機構への職員派遣等については、この職員の派遣人数とか、あと期間とか、あるいは、この派遣したことによる職員の意識はどのように変わったのか、こういったようなところをお伺いしたいと、このように思っているところでございます。

二つ目には、不納欠損額も若干出ております。町民税では106,000円ほど、固定資産税でも103,000円ほど、それから、国保税は少し多くなりまして、3,361,000円ほどの不納欠損額が出ております。いずれも法律に基づく不納欠損というような監査意見書の中身でございます。これは、それぞれの基準によりなつたものと思われましても、こういったような24年度分の、どのような理由によつての不納欠損額になっているのか、こういったようなところをお聞きいたしたいと、このように思います。

併せて、滞納繰越分がほとんど不納欠損額に回っていくのではないかとと思われるので、住民税では6,700,000円なにがしかの滞納繰越分がございますし、固定資産税でも24,900,000円ほどの滞納繰越分がございます。国保税に至っては54,500,000円なにがしかの、こういったような部分が残っているわけですが、さらに、この収入未済額を完納していただく、こういったような努力もされてきたところではございますが、こういったような収入未済額の完結に向けた、また、さらなる努力が必要かと思われるので、そういったような部分についてお知らせをいただきたいと、このように思います。

決算特別委員長（ 嶋岡明男君 ）

住民会計課長。

住民会計課長（ 上小路隆男君 ）

町税の収納差し押さえ、それから、不納欠損等についてのご質問にお答えさせていただきます。

最初に、差し押さえの件数等でございます。差し押さえは、税の公平性の確保、あるいは時効の中断の意味合いから、不動産あるいは給与、預貯金、動産などについて行うものであります。納税者の税の公平性を保つため、また、不公平感をなくするために、徴収率の向上に向けて精一杯努力するものでございますが、24年度の差し押さえ件数は125件、金額にいたしまして6,336,619円、このような状況になってございます。

内容につきましては、先ほど項目で申し上げましたが、預貯金につきましては3件、32,000円ほどでございます。債権等の差し押さえにつきましては17件、135,000円ほどでございます。損害保険の差し押さえ2件でございます、1,073,000円ほどでございます。それから交付金、農業者の戸別所得補償の差し押さえが22件、2,467,000円ほどでございます。それから出資金、それから自動車税の還付金、さらには所得税の還付金等がございます。それらを合わせまして、先ほど申し上げましたように125件、6,336,619円、このような24年度の差し押さえ状況になってございます。

次に、不納欠損についてでございます。不納欠損につきましては、税の負担の公平性、納税者の不公平感の観点からも避けなければならないことだと考えております。しかしながら、財産調査や所得調査、所在調査、これらを徹底して行い、収納に最大限の努力を尽くしまして、どうしても収納できない事案等につきましては、地方税法など関係法令に基づき、協議、検討を重ねた上で不納欠損処分を行うと、このような考えでおるものでございます。

不納欠損の判断基準といたしまして、三つほど考えてございます。まず、第1点目は、

滞納処分をする財産がないこと。二つ目としましては、滞納処分をすることによって、その生活を窮迫させる恐れがあるときは不納欠損を控えること。3点目でございますが、その所在及び滞納処分をすることのできる財産が共に不明なとき。このような3項目ほどを判定基準にいたしまして、不納欠損をしておるところでございます。

平成24年度の不納欠損の状況でございます。不納欠損につきましては、3人で、件数12件、期別にしまして43件、金額が210,685円。これを、税別の内訳といたしまして見ますと、町民税が2人でございまして、件数が3件、期別にしまして11件、金額が106,785円。次に、固定資産税でございますが、2人で、件数が9件、期別にしまして32件、金額が103,900円でございます。

この不納欠損とした理由でございますが、3人の方とも生活保護法の受給世帯でありまして、滞納処分の執行停止をした期間が3年経過し、納税義務が消滅したものでございます。なお、お一人の方につきましては、本人が既に亡くなられておりまして、相続人の方が相続を請け負っているものでございます。

これらの事案につきましては、滞納処分をすることができる財産がなく、今後においても支払うことが見込めないものと判断いたしまして、不納欠損をしたものでございますので、ご理解をいただきたいと、このように思っております。

次に、未済額の関係でございます。まだ、先ほど委員さんがおっしゃったような状況で、特にも国保税等につきましては大きい金額に上っておるわけでございますが、まずもって、現年分収納率の確保、それから、未済額が減少している、少額ではございますが、町税で減少しておりますし、国保税についても減額しております。景気が低迷している中で、納税者の皆様のご協力があったことが、この未済額の減少ができたものだというように思っております。

それから、先ほど滞納整理機構のお話がありました。この収納の体制が整いまして、職員が努力したというような思いをもってございますが、平成21年度と22年度の2カ年間にわたりまして、各年度1人でございますが、岩手県滞納整理機構へ職員を派遣してきたところであります。この滞納整理機構の手法を習得したこと及びこの機構との連携を、情報共有すること等によりまして、この未済額の減少にもつながっておるものだと、このように思っております。

徴収及び滞納整理の方法としまして、1点目は、滞納者個々の台帳の作成であります。滞納者の台帳には支払誓約の月日、金額、催告年月日、交渉内容等を記載しております。次に、2点目でございますが、誓約した内容の履行の管理を徹底することというようなことでございます。3点目といたしましては、財産等の調査であります給料をはじめとしました預貯金、生命保険、還付金、出資金、先ほど申し上げました、このようなものをはじめとするものを調査徹底を行いまして、今後も早期の完納を目指してまいりたいと思うものであります。最後に、4点目としまして、差し押さえの話題も出ましたが、財産調査等によりまして、差し押さえ、公売と、このような形の方法も取り入れていかなければならないと、このように思っております。

次に、滞納整理機構との連携でございます。これらのもの等は、情報を共有することによりまして、滞納部分の回収につながるというように思っておりますので、今後も連

携を密にして取り組んでまいりたいと、このように思っております。

最後に、町税の確保については、役場全体のものとして考えまして、今現在、取り組んでおるところでございます。副町長を本部長といたしまして、課長級の職員が我々税務担当職員と一緒にしまして訪問催告等を行っております。この部分につきましても、直接、税を確保するという部分に、すぐはね返るわけではございませんけれども、納税意識の高揚に大きな部分を占めるものだというように思っておりますので、今後も取り組んでまいりたいというように思っております。

税の公平性を保つという基本的な考え方のもと、納税者には自主納付の意識を持っていただき、納税の率の向上に努めてまいりたい、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。以上でございます。

決算特別委員長（鳩岡明男君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

今、内容をお聞きいたしました、だいぶ努力をされたのだなという実感を持ちました。こういったような努力が、やはり収入未済額の減少につながっているような感じが見受けられます。特に目立つのは国保税で、今54,000,000円ほどの滞納繰越分が発生しているわけですが、これは、一時100,000,000円近くなった経緯がございますので、こういったような努力が、やはり監査意見書でも触れているような滞納整理の功を奏したというように思っておりますが、逆に、この差し押さえられた方々の心情も察しないわけではございませんけれども、こういったような差し押さえ処分等の実施がいつくらいからなされたのか、その辺のところをお伺いしたいと思っておりますし、また、今後こういったような部分で、滞納整理を進めていくつもりなのか、その辺のところをお知らせいただきたいと、このように思います。

決算特別委員長（鳩岡明男君）

住民会計課長。

住民会計課長（上小路隆男君）

差し押さえの時期等について、明確な年度につきましては、今現在、把握してございません。ただ、かなり前になりますが、自分自身が徴収担当をした時期がございます。その時期において、既に不動産等の差し押さえ等は行ってございましたので、この税制ができた、いわゆる国税徴収法ができた時期から、この運用は当町においても行ってきておるものだというように思っております。

先ほども申し上げましたように、この税の公平性を保つということは、生活していく上で、厳しい中にも税を納付していただいております。そのような意味合いからいたしまして、この法律で認められた規定等は準用しながら、税の公平性を保つためにも、今後も財産調査をはじめ、すべての滞納者に関わる調査等を行いまし

て、案件によって納税相談等を行って、どうしても、差し押さえて、換価して、納税につながる方が本人のためにも有益なもの等がある場合には、今後も差し押さえの部分については、国税徴収をはじめ、地方税法を運用してまいりたいというように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

決算特別委員長（ 鳩岡明男君 ）

柴田委員。

柴田勇雄委員

分かりました。

税ですから、これは納めなければならない、公平性が高い分野でございますから、一層のご努力を望むものでございます。

次に、23 ページの児童福祉負担金、この保育料で収入未済額が総額で 800,240 円ほどあるようでございます。現年分で 11 件、158,400 円、滞納繰越分 10 件で 641,840 円ですが、保育料ですので、毎月毎月、保育料がかかるわけでございます、特に保育料等の減免等についても、軽減もやっているわけではございますけれども、このような形の収入未済額が出てきたというようなことになろうかと思っておりますけれども、できれば現年度分、この保育料あたりの分については、月々にきちっと納めていただくような、私は努力が必要ではないかと、そうしなければ、また、この滞納繰越分の方に落ちていくというような形になろうかと思っておりますので、この現年分には、特に解消のための、どのような努力をされたのかお聞かせいただきたいと思ひますし、それから、この滞納繰越分の 10 件の中には、この調書を見ますと昭和 62 年、115,840 円のもが含まれているわけですが、もう既に 26 年前の保育料です。したがって、もう、その子も 30 歳近くにはなっているだろうというように、もう古いものですが、こういったような分については、本当に収入可能なものか、あるいは、もう、こういったような分については不納欠損にすべき内容のものか、こういったような部分については分かりづらい面がありますので、その中身についてお伺いをいたしたいと思ひます。

決算特別委員長（ 鳩岡明男君 ）

教育次長。

教育委員会教育次長（ 近藤勝義君 ）

児童福祉費負担金、いわゆる保育料の滞納に係る部分のご質問にお答えをいたします。

おっしゃるとおり、現年分をしっかりと納付をいただくということが、こういった形にならない、絶対的に必要な対策だろうなというように考えております。

保育料の納付につきましては、9 割方の方々が口座引落ということでのお願いをしております。そういった残額不足のために引き落としできない、翌月、納付書を送付する、そういった形でのお願いをし、年に 3 回ほど電話もかけたり、訪問はちょっと少ないわけですが、一度訪問をしたりという形でのお願いをしてまいりました。どうしても、訪

問をする際に言われるのが、税金のことだとか、生活費のこと等を言われる中で、それ以上の納付のお願いができなかった結果、こういった形になっております。

先ほど、税金の関係で課長等を含めた対策をとっているというようなことですので、併せて、この保育料の関係につきましても、そういった対応も必要かなというように思っているところでございます。

それから、最も古い、昭和62年の滞納があると、この方につきましては、一番新しい納付が、平成21年に納付をいただいております。職場訪問をしながら、職場の関係者からのご理解をいただく中で、そういった形でのお願いをしまいいりました。ただ、その後の職場移動等もありまして、やはり、この保育料につきましても、時効というような部分からも、5年ほどは様子を見なければならぬということで、その後も折衝をしながらお願いをしているところではございます。時期を見ながら、そういった対策も必要になろうかとは思いますが、やはり、しっかりと納付をしていただくという観点から、このまま計上しているところでございます。

決算特別委員長（鳩岡明男君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

今、お答えをしていただいたような姿勢が、すこぶる必要だと思っておりますので、これについても、まず、現年度分をしっかりと納めていただくような対応を、ぜひお願いしたいと思っております。滞納繰越分についても、古い分については、いろいろな考え方があるかと思っておりますので、やはり26年も前の古い分については、なかなか困難性が高いものではないかと思われまので、その対応についても、よく考えていただければというように思っております。

収入の分については、私は一旦終わります。

決算特別委員長（鳩岡明男君）

ここで、11時10分まで休憩いたします。

（休憩時刻 10時56分）

（再開時刻 11時10分）

決算特別委員長（鳩岡明男君）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

総務企画課長。

総務企画課長（村中英治君）

先ほど、柴田委員からご質問いただきました件でございます。

説明書の16、17ページ、款別節別歳出内訳の関係でございましたが、確認をさせて

いただきまして、1カ所空欄にご記入いただきたいと思います。お手元に配付しております資料17ページのところに、黄色いマーカーを数字にしてございますが、ここが空欄となっておりますので、ここに790,500,129円という数字が1カ所入りますので、そのように訂正をお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

決算特別委員長（鳩岡明男君）

次の方。高宮委員。

高宮一明委員

ページ数にしますと、土木費でありますので、161ページから171ページにわたる関係でございますが、町道、あるいは、その中には橋りょうがたくさんございまして、それぞれ維持改良費に相当の金額を要する内容でございます、よく管理しているなというように思っている次第であります。

そういった中で、道路部分は普通、我々も通って、だいぶ気が付くわけですが、橋りょう部分の劣化が散見されたりというようなことで、これは委託料で委託されているわけですが、この関係は橋りょうの中でどのような内容の劣化があるのか、それを維持管理しているわけでございますが、今後、繰り越し部分もあるわけですが、それらで橋りょう部分の補修の繰り越しがあるのかないのか。これから、修繕等を要する箇所がどの程度あるのか、その辺について伺います。

決算特別委員長（鳩岡明男君）

建設水道課長。

建設水道課長（村木淳一君）

橋りょうの部分も現在、順次、調査しておりまして、去年は2橋を安全に修繕いたしましたけれども、毎回、調査しながら、高欄の補修とか、床版の補修等を随時行ってまいりたいと思います。よろしく願いします。

決算特別委員長（鳩岡明男君）

次の方。姉帯委員。

姉帯春治委員

ページ数にすると71ページ、協働のまちづくりということでございますけれども、町としては、いろいろな大きな事業にお金を支出するわけでございますけれども、町内全体で高齢化が進んできて、自治活動、または、いろいろな事業についても、このような予算を付けていただかなければ、それぞれの自治会でも、地区でも事業ができないと思いますが、お陰様でこのような事業を付けていただいて活動をしているわけですが、こう見てみますと、それぞれの皆さんから寄せられている要望については、十分果たされているのかどうか、そこを聞きたいと思っております。

決算特別委員長（ 嶋岡明男君 ）

総務企画課長。

総務企画課長（ 村中英治君 ）

お答えを申し上げます。

町では協働のまちづくり事業ということで、結いの再生事業ですとか、協働のまちづくり、あるいはコミュニティ活性化、特認事業ということで、四つの補助の仕組みを24年度からスタートさせているところでございます。

また、そのほかにも自治会活動交付金ということで、各自治会に交付をしてございますが、そういった中で35,000,000円ほどの予算になっているところでございます。この事業については、20年度からということで、当初は結いの再生事業も7団体ということでございましたが、24年度は18団体、25年度は20団体から申請をいただいております。そういうことで、この事業につきましては、全体として23、24の自治会から、年々一つ、二つくらいずつ増えるような形で利用していただいているところでございます。

そういう中では、他の事例集といいますか、ほかの自治会ではどういうものを行っているというような事例集も毎年作りまして、更新をしながら、毎年配布も申し上げて、活用をお願いしているところでございます。

そういった中では、申請されたものについては、条件付きで採択ということもありますが、いずれ、ほぼ、すべて採択というようなことで、そういった要望には100パーセント応えるような形の中で進んできているところでございますし、町としても、できれば全自治会からそういう事業を実施していただければ、それに応じた予算措置もしながら、さらに地域、まちづくり、協働のまちづくりを推進していきたいというように考えているところでございます。

話はちょっとあれなのですが、先般、盛岡管内の地域づくりコミュニティ関係の担当者の勉強会というようなものがございまして、その中でといいますか、その会議が終わった後の話のようですが、会議の中で、葛巻は35,000,000円くらい、そういう自治会に交付するお金の予算を取っているという話をしたら、管内でも人口のかなり多い町村ですが、そちらの方が、うちよりも多いなという話を担当者がしていたというようなことも聞いております。

その際の、各町村が行っている自治会向けの補助事業等を見ますと、どちらにも協働のまちづくりとか、コミュニティ推進といったような事業がありますが、そういった中では支給額とか限度額、そういったもの等を見ますと、当町が一番限度額も高く設定しております。また、結いの再生事業等についてはソフト、食料費ですとか、そういうものも含めて認めるということでやってございますが、他の市町村は食料費等は対象にしていないというようなこともございまして、そういった中では、管内でも特色ある事業といいますか、そういうものを行っているというような認識も、その場でもされたようでございますが、そういったことで、協働のまちづくりについては、そういった面か

ら比較しても、かなりの部分になっている部分もあるのかなと思っておりますし、今後とも、そういう部分、自治会の活動の要望がある部分については応えていきたいというように考えているところでございます。

決算特別委員長（ 鳩岡明男君 ）

姉帯委員。

姉帯春治委員

今、課長さんから聞けば、ほかの町村より手厚くやっているようですけども、葛巻は、皆さんもご存じのように、それぞれの地区でも年を取った方々が増えてきていますので、これが一番の大事な自治会のまとまりかと思っておりますので、今後とも、このような活動については手厚く、今後も考えていけるのかどうか、副町長お願いします。

決算特別委員長（ 鳩岡明男君 ）

副町長。

副町長（ 觸澤義美君 ）

お答え申し上げます。

地域づくりの推進事業といいますか、協働事業等を今後も推進していくかということではありますが、今お話ありますように、地域の高齢化が進んできている、少子高齢化、そういう中での地域づくりを、住みやすい、安心・安全な地域づくりを目指しての、今、取り組みをしているところであります。そういう中で、それぞれの集落の、正にそういう集落の安全・安心な地域づくりをするためには、今お話ありましたような自治会等の活動によっての、そういう状況を構築できるというのは大変大きいものがあると、このように思っておるところであります。したがって、今後も地域の様々な活動の支援というのを積極的に支援してまいる考えでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

決算特別委員長（ 鳩岡明男君 ）

次の方。小谷地委員。

小谷地喜代治委員

説明書の88ページをお願いします。

遊休農地の解消というようなことで、農業委員会、あるいはまた、農業委員の方々が日夜活動されており、また、先日は祝賀会等も行われて、本当に活動しているというようなことで、好ましいというように思います。

そこで、遊休農地の件ですけれども、毎年、高齢化あるいは離農するような方々が見受けられておりますけれども、その遊休農地を活用してというようなことになろうかと思っておりますけれども、なたねを作付けし、助成をしているわけですけれども、面積、単年度といえれば分かりやすいわけですけれども、単年度の遊休農地をどのように活用されて

いるのか、大まかでいいので教えていただきたいというように思います。

それから、説明書104ページの水道系の部分ですけれども、鷹ノ巣地区の水量、あるいは貯水槽の部分は、去年は好天に恵まれた部分もありまして、タンクに水がなくなって、給水車でタンクに入れるというような時期が何回となくありました。そういった部分で水量が足りないのか。あるいはまた、施設が小さいのかお伺いします。

また、そういった部分で、消化栓は鷹ノ巣には設置されているのかどうか。あるいはまた、設置されているのだとすれば、万が一のときには大変なことになるのではないかなというように思いますので、お聞きいたします。

決算特別委員長（鳩岡明男君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（山下弘司君）

遊休農地解消対策資源循環推進事業の関係で、なたねの栽培等の関係についてお答えいたします。

24年度の収量ということですが、なたねの場合は23年度に作付けした分が24年度に採れる形になってございまして、昨年度は750キロの収穫になってございまして、それから、なたねの油を秋田県の小坂町の方に委託しまして作ってございまして、216キロほど、なたねの油がとれてございまして、それから720ミリと300ミリのなたね油をビンに入れて製品化しまして、道の駅等で販売しているといった形で取り組んでございまして、

高齢化が進んで、どうしても耕作放棄地等が増えてくるという形なものですから、なたねの場合は作付けすると、あとは、ほとんど手がかからない形で、ただ、収穫の際にかなり手間がかかる形の分がございまして、そういった部分を、これから、どういった方法で収穫するかという部分は詰めなければならないのですが、そういったことで進めてございまして、

作付けの方を言いますと、24年度は5戸で112アールの作付けがあったところでございまして、以上でございまして、

決算特別委員長（鳩岡明男君）

建設水道課長。

建設水道課長（村木淳一君）

鷹ノ巣の水源については、今、資料を準備しておりませんので、少しお待ちください。

決算特別委員長（鳩岡明男君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

鷹ノ巣の水源地の関係であります、私の方からお答え申し上げます。

これにつきましては、昨年、大雨等によりまして、そこまでの給水の部分が一部ふさがるといいますか、そういったようなこと等もあつたりいたしまして、一時的にそういう状況がありましたが、水量等について不足しているということではないと、このように伺っております。

決算特別委員長（鳩岡明男君）

小谷地委員。

小谷地喜代治委員

先ほどの遊休農地等の有効利用の関係は、うまく活用されているのかということですが、なたね、あるいは園芸農家等でも、大変、高齢化にもなっておりますし、また、そういった園芸等の部分は小面積で使っているというようなことで、農地等も奥の方といいますか、不便なようなところに作付けしているわけですが、遊休農地、休んだということになると、利用者、借り手がないというようなことにもなってきております。そういった部分は、農道がないとか、あるいはまた、耕作面積が少ないとかというような、いろいろな条件があつて、利用者が少ないというようなことに考えられるわけですが、そういった部分はどのように考えているのでしょうか。

決算特別委員長（鳩岡明男君）

農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（深沢口和則君）

それでは、ただいま小谷地委員さんからご質問いただいた内容につきまして、ご答弁申し上げます。

耕作放棄地等につきましては、農業委員会が所管しておりまして、そういった放棄状態になる以前に、できるだけ認定農業者等に、いわゆる担い手の農家に貸し付け等、そういった形で活動はしているわけですが、その条件、いわゆる面積が少なく、機械等がなかなか、酪農家の皆さん、現在はかなり大きな農業機械等での作業ということになりますので、その認定農業者に貸し付けが進まないというところもございます。ですから、そういった小区画、あるいはその他の利用により、なかなか活用されないところが実際にありますので、そういった部分につきましては、なたねの栽培ですとか、そういった部分、農業委員会でも昨年初めて作付けしまして、今年は春には綺麗な花を咲かせ、先般、収穫も終わったところでございますけれども、農業委員会の活動としても、今後も継続しながら、また、農家の皆さんに対しても、なたねですとか、あるいは蕎麦、蕎麦は今、国内での生産は過剰気味というようにも、そういった情報もあるわけですが、比較的作付けしやすいものについて検討しながら、今後とも農業委員会としても活動して、できるだけ耕作放棄地発生解消を進めてまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

決算特別委員長（鳩岡明男君）

小谷地委員。

小谷地喜代治委員

なたね、あるいは蕎麦等も作付けをしながら遊休農地の解消というような答弁ですけれども、そういった部分を超えて限界にきているというようなことも考えられますので、できるのであれば、農地の利用集積、あるいはまた、基盤整備等を今後やる必要があると思いますけれども、そういった部分はいかがでしょうか。

決算特別委員長（鳩岡明男君）

農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（深沢口和則君）

全国的にも大変この耕作放棄地の問題がクローズアップされてまいりまして、来年度に向けまして、国段階でも各県に農地の中間管理機構という組織を作って、これは今後法制度、法律等も制定する必要があるというように伺っておりますけれども、その我々の現在ある情報でございますと、一旦その中間管理機構に農地を集めまして、ある程度の面的な集積を図った上で、いろいろと基盤整備が必要な部分については、ある程度のものは基盤整備しながら、担い手農家に集積していくと、そういったものが来年度から具体的に進むという方向に現在なっておりますので、そういった事業等も有効に活用しながら、末端の活動は当然市町村の農業委員会が中心ということになるのかとは考えておりますので、そういった情報をいち早く収集しながら、対策に努めてまいりたいというように考えております。よろしく願いいたします。

決算特別委員長（鳩岡明男君）

次の方。鈴木委員。

鈴木満委員

資料のページですけれども、106ページでお伺いします。

教育委員会でございますが、心の教室相談員の状況ということで、23年度よりも24年度は三つの中学校で非常に件数が多いわけでありまして。心の相談員ということではございますけれども、まずは、学校の対応はどのようにしたのかお伺いしたいと思います。

決算特別委員長（鳩岡明男君）

教育長。

教育長（中田直雅君）

今の質問にお答えいたします。

心の相談員を各中学校に配置しておるわけでございますけれども、学校としても生徒

指導主事、あるいは教育相談の担当の教員がそれぞれの学校にあります。まずは、そういった学校の教員が、子どもたちの様々な心の問題、あるいは日常の生活の様子を見ながら、気付いている点、あるいは心配だと思われる点については、十分に児童生徒の様子を観察し、そして、一人ひとりの実態に応じた、きめ細かな対応に努めているところではございます。ただ、教員も普段授業を持ったり、あるいは学級担任を持ったり、学校の様々な校務分掌を抱えておりますので、特定の子どもにだけ、ずっと対応しているというわけにはいかないわけでありまして、そういった担当の教員、あるいは学級担任が及ばない部分について補助的に相談員が直に子どもたちの話し相手になったり、相談に乗ったり、そういった対応をし、そこで対応したものについては全部、学級担任であるとか、あるいは生徒指導、あるいは保健室の養護教諭等々と密接に連絡、連携を取り合って進めておるものでございまして、飽くまでも補助的な役割を果たしているというようにご理解いただければと思っております。

決算特別委員長（鳩岡明男君）

鈴木委員。

鈴木満委員

この資料の中に、相談の中身で、学校・進路、友人関係、その他という項目がありますがすけども、その他の中には、いわゆるいじめ等もあったわけでしょうか。

決算特別委員長（鳩岡明男君）

教育長。

教育長（中田直雅君）

子どもたちの日常生活の中での様々な問題と申しますか、そういったことは当然、子どもの世界でございまして、ないということもございませぬ。ただ、教育委員会が実施しました調査等によりますと、はっきりとしたいじめといったことに関しての報告事例につきましては、昨年度は、中学校においてはございませぬでした。小学校で、学校側からの報告ということで3件ほどございましたけども、そういった問題につきましては、それぞれ学校で子どもたち、あるいは保護者との協議、あるいは様々な機会を通して理解をいただきながら解決を図って、現時点におきましては、そういった事案、事例というものはないというように、私は認識しております。

決算特別委員長（鳩岡明男君）

鈴木委員。

鈴木満委員

これだけ生徒たちからの相談件数が多いということで、今後、相談員の人数を増やすということも考えられるかと思いますが、その辺はどのように対応していくのでしょうか。

決算特別委員長（鳩岡明男君）

教育長。

教育長（中田直雅君）

人数の配置についてでございますけれども、以前から各中学校に1名ずつ配置をしております。その状況等につきましては、私たちの方でも把握をしております。確かに、数的には多いわけでございますが、むしろ、これは子どもたちが本当にその相談員さんを信頼して、そして、何でも話せる、相談できる良い環境にあると、隠さずに何でも話せるような環境になっているというように、プラスに私は考えております。決して、非常に問題が多くて、この数字になっているということではないというように思っております。相談員さんのお話を聞きましても、現時点では、その方の対応で十分間に合っているといえますか、ぜひ増員をというような声も、私は聞いておりませんので、当面は現行の体制でよろしいのではないかと考えております。

決算特別委員長（鳩岡明男君）

鈴木委員。

鈴木満委員

今後とも、迅速な対応等をお願いしたいと思います。

もう一つだけ、この資料の111ページ、同じ教育関係ですけども、奨学金の貸し付けのことについてお伺いをしたいのですが、葛巻育英会、三浦悟樓の二つの奨学金等がありますけれども、この償還の状況など、分かる範囲で構いませんので、お伺いしたいと思います。

決算特別委員長（鳩岡明男君）

教育次長。

教育委員会教育次長（近藤勝義君）

お答えをいたします。

二つの奨学金制度がございまして、三浦悟樓育英奨学会につきましては、葛巻高校を卒業しての大学進学者のみということになってございます。こちらにつきましては、留年という形で一年間猶予している方がございますが、それ以外につきましては、すべて償還がしっかりとなされております。

それから、葛巻育英奨学会につきましては、大学償還につきましては、しっかりとなされておりますが、高校を卒業しての進学、就職等がしっかり定まらない、そういった中で10件ほど未償還の方がございます。

いずれ、それらにつきましては、事務は葛巻高校にお願いをしておりますが、葛巻高校での定期的な催告、それから、それに併せまして、私ども教育長名での催告も行いな

がら、そういったものの解消に努めているところでございます。

決算特別委員長（鳩岡明男君）

次の方。柴田委員。

柴田勇雄委員

説明書の102ページ、先ほど、高宮委員がちょっと触れられておりましたけれども、橋りょう維持の関係でございしますが、24年度、岩井沢橋と繋橋の二つの橋の長寿命計画により実施したというような報告がございします。たぶん、この長寿命計画事業というようなことは、計画を作った上で、事業を計画されて進めているかと思われま。21年度に、この計画を作ったということでございしますから、平成24年度までの実績はどのような形になっているのか。それからまた、町全体で長寿命計画に載っている橋が町道にどのくらいあるのか。そして、毎年どのような計画で整備されていくのか。そしてまた、その順位は、もう既に決まっているのかどうか、その整備状況についてお尋ねをいたしたいと思ひます。

次に、103ページの町営住宅の関係でございします。この説明書の資料を見させてもらいますと、堀の内、鳩岡、田の沢の町営住宅は100パーセントの入居率になっておりまして、これは非常に喜ばしいこととございします。小屋瀬については、まだ、今年度等の整備等もございしますので、これは別口といたしまして、町内に、必ずしも町営住宅が不足気味ではないかというように思われるわけではございしますけれども、この町営住宅の建設計画等々については、どのような考え方を持っておられるでしょうか。現在あるので我慢しろというわけにはいかないとと思ひますので、これも定住対策のうちのひとつではないかと思われまけれども、そういったような町営住宅の建設計画はどのようなになっているのか、まず、この点からお尋ねをいたします。

決算特別委員長（鳩岡明男君）

建設水道課長。

建設水道課長（村木淳一君）

橋りょうの整備について、少し時間をください。今、資料を準備しますので、よろしくお願ひします。

決算特別委員長（鳩岡明男君）

町営住宅の関係は。

建設水道課長（村木淳一君）

それも併せて、よろしくお願ひします。

決算特別委員長（鳩岡明男君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

では、とりあえず、これは後回しにして、次の方に入らせてもらいます。

説明書の方の110ページをご覧になっていただきたいと思いますが、地域子育て支援事業の部分がございませう。この中で、いわゆる子育て相談等、電話相談の分、24年度がなく、このように掲載されていないものかどうか。ここの分は、審査する点ではなかったものとして受け止めてよろしいものかどうか、この内容についてお尋ねをいたしますし、同じ段の中で、子育て通信、ここの分については、平成23年度は毎月1回発行しているようでございませう。昨年度は、これは年3回というような読み方でいいものかどうか、ここの分も空欄になってございませうけれども、中身を見ますと、ここの分については非常に、この子どもの様子や母親の不安に助言をするというような子育て通信でございませう。中身を見ますと、昨日も審議させていただきました子ども・子育て会議等の部分では、こういったようなものは充実していかなければならない項目ではないかと私は思っておりますけれども、まず、こういったようなものを第1点としてお伺いをいたしたいと思っております。

それから、二つ目には、説明書の108ページに教員住宅の入居状況が記載になってございませう。町内には39戸あるようでございませうして、その中で、教員が10世帯、入居率が25.6パーセントです。また、一般の方、たぶん教員住宅がこのように空いているので、一般の方も入っているのではないかと考えられます入居率が、一般の方10世帯、入居率25.6パーセントです。合わせても51.3パーセントになっておりますけれども、こういったような教員住宅、これまでは優先的に、たぶん教員住宅の整備に努めてこられたのではないかと考えられますけれども、現在の教員住宅の住居環境とか、あるいは設備が老朽化しての、この入居がこのようになっていないのか。また、通勤状況等が、交通体系が非常に、車等の利便性が高まってきておりますけれども、こういったようなものの変化によるものか、どのように捉えているのか。また、今後は、こういったような状況から、教員住宅の整備計画はないものかどうか。あるいは、現在、不便を来している部分については、その改修計画はどのように考えておられるのか、その内容についてお尋ねをいたしたいと思っております。

決算特別委員長（ 鳩岡明男君 ）

教育長。

教育長（ 中田直雅君 ）

先ほどのご質問にお答えをいたします。

説明資料の、地域子育て支援事業の中の子育て相談・電話相談の件数、そこは空欄になっておりますが、これは9月2日に教育行政評価委員会を開催した際の資料の方には数字が記載されております。そこを、ただいまご説明申し上げますので、記入をお願いしたいと存じます。平成24年度実績、子育て相談・電話相談の電話相談はございませ

ん。0件でございます。来所相談は17件と記入をお願いします。家庭訪問は0件でございます。それから、子育て通信につきましては、先ほど柴田委員さんもお話のとおり、年3回という形でご理解いただいて結構かと思えます。

それから、2点目の教員住宅の入居の関係でございます。その資料にもございますように、町内の学校に勤務する先生方の中で、教員住宅に入居している方の割合が非常に低いということでございます。この要因としては、いくつか考えられるわけですが、ひとつは、今の先生方は家庭、あるいは自宅を盛岡とか、あるいは盛岡周辺に持っておいでの方が多くなってきております。そういった関係で、子どもさんの養育、あるいは、その教員の家庭の事情等で、どうしても自宅から勤務地である葛巻の学校に通うという方の割合が年々増えてきております。

また、若い先生方の中には、やはり、できるだけ快適な住環境のもとで勤務をしたいということで、老朽化している教員住宅が多くございます。水洗化等も考えなくてはいけないわけで、町内の比較的新しい、そういった設備が整ったアパートの方に入居しているという先生方も非常に多くなってきている。そういったことから、こういったような入居率が低いというような状況が生まれているというように思っております。

私も、町内の学校に勤務する先生方はできるだけ地元で、子どもたちが住んでいる、この葛巻と一緒に住んでいただいて、そして、子どもたちの教育に当たっていただきながら、保護者や住民とも十分信頼関係を築いてほしいというように考えております。したがって、今後、やはり必要に応じて教員住宅の整備、建設ということにつきましても検討していかなければいけない課題ではないかというように考えております。できるだけ多くの先生方に葛巻に住んでいただいて、そして、快適な住宅に住んでいただいて、子どもたちの教育に邁進していただくと、そういった環境づくりには努めていかなければならないと考えております。ただ、現時点で具体的に建設計画とか、そういったものがあるわけではございません。今後、そういったことも含めながら、町当局とも連携を密にしながら適切に対応してまいりたいと考えております。

決算特別委員長（鳩岡明男君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

町営住宅の関係につきまして、私の方からお答え申し上げたいと思います。

今、町営住宅4団地ございますが、その中で、小屋瀬の住宅につきましては50年ほど経過しているというような状況にございまして、今年度、整備する計画をして、今、準備をしているところでありますが、そのほかの3団地につきましても、先ほどの資料にもありますように、入居者も入居率100パーセント、そういう状況にもございますし、今後、入居している方の住環境の整備といいますか、これらにも十分努めていかなければならないと、このように思っておりますし、そういう中で、耐用年数等を考えながら、順次、整備を図ってまいりたいと、このように考えているところであります。

決算特別委員長（鳩岡明男君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

今、教育委員会の方をやっていますので、教育委員会の方が終わってから、そちらの方に移らせてもらいます。

今、教育長の方からお話がありましたとおり、これは議会の資料、説明書ですよ。教育委員会の評定書ですか、それには出したけれども、これにはなかったという、そういうようなお答えをいただくと、議会の方とすれば、ものすごく不信感になると。そちらの方に公表していながら、こちらの方にはなくて済むのかというような議論になりますので、こういったようなところについては、素直に記載漏れでしたというようなことを言っただけならば、すごく分かりやすいのです。こういったような子育て相談とか電話相談、住民が直接相談する機会を、やはり多く持てるような工夫もしなければならぬでしょうし、そういったようなところに、やはり、昨日も申し上げましたけれども、健康福祉課と教育委員会との関わりはどうなっていますかというようなことが含まれているのではないかと思いますので、あえて、この分については、私から苦言を申し上げます。

それから、子育て通信のことも、ただ、年3回やればよいというような発想ではなくて、これをもう少し掘り下げて、本当の母親の不安を取り除けるような子育て通信とか、指導、こういったようなことは類似していますよね。ですから、こういったようなことを、教育委員会とすれば、もう少し掘り下げた対応が必要ではないかと、私はこのように思います。どうでしょうか、私の考えは間違っていますか。でも、子育ては本当に、そのお母さんにとっては必死なわけですよ。悩みがあるような場合には気さくに相談できるような体制づくりが、より私は必要ではないかと思うわけですから、まず、こういったような姿勢から、ぜひ見直しをいただきたいと、このように思っております。苦言を呈しておきます。

それから、教員住宅の入居につきましては、教育長からの答弁の中にもありますけれども、できる限り、小中学校の教員の分については、地元志向が強くなればよいなど、そのためには、この町での受入態勢も十分な住居環境とか、設備が私は必要だと思いますので、そういったようなところも十分考慮した上で、一人でもお二人でもいいですから、この入居率を高めるような工夫を、ぜひやっていただきたいと、このように思いますので、どうかこの辺については、教員の先生方の受入態勢についても、教育委員会が万全を期しなければダメなわけですから、その辺のところは十分内容検討をいただきたいと、このように思っております。

決算特別委員長（鳩岡明男君）

教育長。

教育長（中田直雅君）

今、柴田委員さんからご指摘いただきました点、先ほどの数値につきましては、当方のミスでございまして、記入漏れでございます。そういったことのないように、今後、十分に気をつけてまいりたいと、決して議会軽視というようなことではございません。記入漏れということでお許しをいただきたいと考えております。

それから、子育て相談、あるいは、こちらからの情報提供に当たる通信等を、より一層きめ細かな対応をして、今、少子化が進んでいる時代でございます。若い母親、お母さん方が安心して子育てができるような形の支援、サポートというものを担当課でありますところの教育委員会としても、より、これまで以上に積極的に、あるいは計画的に関わってまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解を頂戴したいと思っております。

それから、教員住宅につきましても、今お話いただいたとおりでございまして、多くの先生方に葛巻町に住んでいただけるような住環境の整備ということにつきましては、やはり場当たりのではなく、長期的な展望も見据えながら、計画的に計画に盛り込んでまいりたいというように考えておりますので、ご理解を頂戴したいと思っております。

決算特別委員長（ 鳩岡明男君 ）

建設水道課長。

建設水道課長（ 村木淳一君 ）

先ほどの、橋りょうの修繕の計画について、ご説明申し上げます。橋りょうの長寿命化修繕計画ということですが、橋の架け替えをしないで20年間くらいの延命化を図るという計画です。老朽化の橋りょうの延命化の工事となっております。

管理橋は146橋ございます。うち、15メートル以上の橋が43橋ございます。うち、40年以上経過した橋が8橋、田野橋、小苗代橋、大橋、古川戸橋、岩井橋、寺畑橋、触沢橋となっております。さらに、2橋は50年を経過しております。今後20年間で42パーセントの橋りょうが50年を経過していることになります。

これまでの実績ですけれども、改修済が4橋ございます。平成22年度に鍋倉橋、赤平橋、平成24年度には繫橋と岩井沢橋となっております。25年度は2橋ですけれども、田野橋、寺畑橋の改修予定となっております。来年度以降は、これから、また調査をしまして、順次2橋くらいずつの改修工事となりますが、工事をしてまいりますので、よろしく申し上げます。

決算特別委員長（ 鳩岡明男君 ）

次の方。山岸委員。

山岸はる美委員

それでは、私の方から、説明資料の88ページ、先ほど、農業委員会の方からのお話がありました、なたね油のことですが、5戸の作付けで、他の町村でも、なたね油の作付け等をやっております。これは、どうなのでしょう。作付けして、販売して、

収益面ではどのような状態にあるのか。10アール当たり15,000円の助成を行っておりますが、やはり、ある程度の収量が確保できれば、なたねから、なたね油に、消費者のもとになってくるのが、ある程度の収量があれば、もう少しコスト面で安くなるのか、その点について1点です。

あと、伝染病のことでありますが、説明書の93ページです。家畜伝染病の予防事業の状況があります。その説明書に載っているほかに、昨年度は、もう一つの大変な伝染病が発症したという話を聞いております。BVDと言いまして、牛ウイルス性下痢・粘膜病ですか、この伝染病は受精ができないとか、流産、早産、それが伝染していく、後継牛の確保というのが畜産農家にとっては大変影響を及ぼすものであります。このサルモネラ、アカバネ等は1頭当たり100円の町の補助金であります。たくさん、いろいろな伝染病があります。今、各畜産農家は厳しい状況にあります。もう少し、やはり伝染病を予防するにはワクチン、予防しなければならぬのは農家の方も重々分かっておりますが、やはり頭数が多くなってくると、ワクチンとかはした方がいいのでありますが、やはり経営面等でなかなか接種ができない状況であります。昨年度のこの状況を見て、今年度があるわけではあります。もう少し使い勝手のいい、農家を選べる伝染病の予防ができるような、もう少し手厚い予算の考えはできないものでしょうか。

あと、3点目ではありますが、106ページの、先ほど教育長から答弁がありました。いじめ等があったが解決したと言われておりますが、例えば、いじめとか嫌がらせとか、そういうのは保護者と、また、その児童、当事者が解決したと思うことが、やはり大事なことであると思います。学校側、担当課の方が、この問題は解決したと思っても、保護者と、その対象になった児童が解決とは思えない状況であるという、そういう不信の方が、これからまた、中学校、高校と進級していく中で、不登校とか、そういう状況になっていくのではないのでしょうか。この点について、今一度、答弁をお願いします。

決算特別委員長（鳩岡明男君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（山下弘司君）

1点目の、なたねの収支の関係の部分について、お答えいたします。

なたねは耕作放棄地に作付けをするということで、今、進めているわけですが、大体10アール当たり100キロくらい採れる形になっていまして、今100円での価格で買い入れするような形になっております。ですので、その出荷したものからの収入というのは10,000円くらいにしかありません。ですが、作付けした場合に、町の方で単独で15,000円の補助金と、それから、戸別所得補償の方の関係の部分で、水田に作付けした場合には20,000円くらいの事業でございますし、それから、畑作物の場合には14,400円くらいになるのですが、これは60キロ当たり8,680円くらいの補助になっていって、その採れた分に係って出る補助金で、大体14,400円くらいということです。合わせますと、10アールで59,400円くらいの収入になるわけですが、これからの支出ということで見た場合に、種代が10,800円、生産費が肥料代等で10,800円、それから、種代がキロ

400円で大体10アール、1キロあれば蒔ける形で、今400円になってございます。あと、収穫経費が15,000円くらいで、26,200円くらいの支出になりますので、33,000円くらいが残るといふ形になります。ですから、作目として、それで収支を取るという形の部分では、なかなか厳しいものになります。ですが、耕作放棄地を畑として維持していくという形の考え方では、そういった部分を作付けしやすく、草等に負けないように管理していくには、そういった部分も必要になるものと判断しているものでございます。

それから、もう1点の、家畜伝染病の予防の関係でございまして、支援額をもう少し高くできないかということですが、経営の一番基本の部分になると思います。自分の飼っている牛を健康に管理していくために、必要な経費の部分でもございますので、経営の中できちっとしていただくのが基本的な考え方になるわけですが、今、町の方でサルモネラ、それから、アカバネ等の部分を助成する形で進めていまして、1頭当たり100円で、あと、JAさんの方で100円と、それで200円というような形の部分の事業になってございますので、この部分については、やはり、このままの形で進めていくと、これは協議会の方からの補助になってございますので、そういったことで進めていきたいということ考えてございます。

決算特別委員長（鳩岡明男君）

教育長。

教育長（中田直雅君）

今の山岸委員のご質問に対してでございます。

今お話いただきましたように、私たちは、どうしても組織上、学校を通しての様々な状況把握ということになります。例えば、町の教育委員会の指導主事を当該の学校に派遣して、その実情、あるいは、その後の対応、状況について聞き取り等をして、実態を把握しております。

また、私自身も当該の学校の学校長を呼んで事情を聞いたり、あるいは私からのアドバイスなり、あるいは助言を学校に対して行うという中で学校の努力、そして、保護者の方々の協力もあって解決に至ってきているというように認識はしております。

ただ、学校側として、そのような考えでおりましても、実際その当事者であるところの児童生徒、あるいは保護者の方々が本当に真の意味で解決したという認識に至っていないというケースがあれば、これは大変遺憾でございます。不本意でございます。

ただ、どうしても学校を通しての、そういった実態把握ということになっておりますので、今後、児童生徒、あるいは、その保護者の考えなり、あるいは要望なり、そういったものにも耳を傾けられるような、あるいは、そういったものを、こちらもきちっと把握した上で、必要であれば、再度また防止に向けて、あるいは解決に向けた取り組みをしていけるような努力をしてみたい。あるいは、そういうシステムを構築してみたいというように考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

決算特別委員長（鳩岡明男君）

山岸委員。

山岸はる美委員

なたね油ですが、耕作放棄地の作付けという品目ではありますが、確かに、なたねは、今年は専門、大石あたりでも、道行く人たちが葛巻に訪れたときも、その景観上も大変よろしいかと思えます。やはり秋田の小坂の方まで行って、なたね油にしてくるには、ある程度の量は必要なのか、その点が1点。それから、収益面では思ったほどのそれではないけども、耕作放棄地の解消という考えであるのであれば、これから、この作付け面積を拡大していくという考えはないのかをお願いします。

また、その家畜伝染病のことでありますが、担当課でありますから、このBVDの発症というのは報告は受けていたのか、その点についてをお願いします。

あと、教育長の方であります。せつかく学校の側に、こういうことがあったという事態を保護者とその児童から受けたとき、わざわざ自分たちの学校を飛び越えて違う方に相談したというよりも、やはり一番自分たちが行っている学校の先生とか、その上の先生方に相談したと、それは信用されているから相談したと思うのです。それが、もう本人たちも解決したという答えがないままに、担当課と学校側がそういう段階であれば、あなたたちはまだそんなことをやっているのと、そういう態度をとられたということもあるようであります。やはり、声に出していじめとか嫌がらせとかがあると言えればいいのですが、なかなか、こういうことというのは声に出して言えない。ましてや第三者の方々に、うちの子がこういうことになっているとか、それを言いつらい状況もあるのではないのでしょうか。これからも、あってはいけないことなのですが、いじめとか嫌がらせとか、様々なことが学校の中ではあると思えます。もう少し、それを受け止めてもらえるような環境づくりというのが解消に向かっていくかと思えますが、その点についても一度をお願いします。

決算特別委員長（鳩岡明男君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（山下弘司君）

なたねの作付けの拡大、それから、委託に係る量等の関係の部分ですが、搾汁する場合に搾汁機という機械が必要になりますので、それには設備投資の部分の経費がかかる形になりますので、今、うちの場合は100キロ前後の量という形の分ですので、委託して加工する、それで十分対応できる形の分ですので、そういった対応をしております。

それから、先ほども言いましたように、耕作放棄地をそのままにしておくと、例えば草などが生えて荒れた農地になってしまうというようなところを防止するために、なたねを作付けして、それで、収穫しなくても、例えば、そのままロータリーをかけていけば、緑肥として重効果にもなる形になりますので、そういったものを含めながら、作物としては作付けしやすい作物ですので、耕作放棄地の維持ということでは、そういった

ことで進めていきたいということで考えております。

それから、伝染病のBVDの関係の部分ですが、これは、岩手家保さんの方から連絡を受けてまして、今年度、牛の結核病検査等をやった際に血液を採取して、それに罹っていると抗体を持っているようなのですけれども、その抗体検査を実施してございます。それで、今年は牛の検査を江川地区の方でやっていますので、その江川地区の牛の検査を実施したということで伺ってございます。

決算特別委員長（鳩岡明男君）

教育長。

教育長（中田直雅君）

今のお話でございますが、学校側として、もし、今おっしゃるような形で、当事者である子ども、あるいは保護者が、まだ、これは解決に至っていないと、まだ不十分であるという認識があるにも関わらず、一方的に解決したのだというような形の対応をしていったという事実があるとすれば、それは、やはり由々しきことでございます。したがって、そういった事実関係等をしっかりと把握し、そして、子どもや保護者が、本当に学校信頼して、先生方を頼りにして、学習生活に集中して取り組んでいけるように、気持ちよく学校に登校して、学習活動に取り組めるような学校のあり方、あるいは学校の教員の姿勢といったものを、私たち教育委員会としましても十分に指導して、あるいは支援をしてまいりたいと、このように考えています。

決算特別委員長（鳩岡明男君）

町長。

町長（鈴木重男君）

耕作放棄地解消、なたねの栽培の件では、大変、皆さん興味、関心を持っていただいているようであります。これにつきましては、耕作放棄地解消のために、私が町長として提案をして、そして、早い時期に担当課であったり、農業委員の皆さんに取り組んでいただいたものであります。

この、なたねの栽培であります。他県の例なども見ながら、参考にさせていただきながら、取り組みをスタートしたわけでありまして、農地を次の時代にしっかりとつないでいく、つなぐというのが我々の役割だということに思うわけでありまして、そういう中で、残念ながら耕作放棄地として放棄されている、そういったところというのは、やはり、いろいろな条件が不利な、あるいは多少の問題を抱えているところが多いものでありまして、そういったところに、いろいろな作物を栽培しても、いずれ収支を考えますときには、合わないのがほとんどであろうというように思います。そこでなたねであります。ひとつの作目だけを町全体に、耕作放棄地の解消のために植えていく、そうしますときに、面積が増えてきますと同じ機械を、収穫であれ、播種であれ、ひとつの機械、1種類の機械で済むものでありますし、そういった投資する面を考えましても

効率的であるということ。それからまた、油にしても、食用油にしても、これもまた、収支が合わないのも現実であります。そういった中で、私はもう少し収入、収益ではなくて、収量が上がってきましたら、何かの形で町民の皆さんに差し上げてもいいのではないかとも思っておるものでありますし、そしてまた、差し上げて、そして、それを食用に使っていただいて、農地に使い終わった油を返していただく。次は、それをBDF、バイオディーゼル燃料に、さらにエネルギーとして利用したい、そうも思っておるものであります。

もう既に、こういったBDFに再利用するというのは、他の地域では、もう既に一般的にやられていることでもありますし、大変これも効率が良いようでもあります。100リットルの使い終わった油で90リットルくらいのBDF、バイオディーゼル燃料が生成されるようでもありますので、これをまた、農業用のトラクターの燃料であったり、あるいは公用車両等に使えるようになれば、なお理想的でもあるというように思っておるものでありまして、最後の用途はエネルギーになると、農地地力が増して、そして、次の時代に農地をつなげて、そして食用にもなり、最後はエネルギーにもなる、そういったところまで活用してまいりたいというように思っておるものでありますので、ご理解を賜りたいというように思います。

決算特別委員長（ 鳩岡明男君 ）

山岸委員。

山岸はる美委員

町長から、なたね油の活用に対する、また、今後の方針の答弁をいただきまして、ありがとうございます。なかなか割高ということで、やはり家計が大変になってくると、安いものといえますか、自分たちの町でできたなたね油は良いものと分かって、なかなか売れ筋が悪いというのであれば、学校給食とか、大きい介護施設とか、そういうところだと使用した油も回収しやすいかと思えます。今、町長から今後の計画といえますか、お話をいただきまして、ぜひ、その方向でよろしく願いいたします。

先ほどの伝染病のことではありますが、農家が自分たちの経営の中で、伝染病の予防等いろいろできるのでありますが、今年度は配合飼料の高騰とか、それに伴って農業資材等が高騰しております。そして、その中で、やはりサルモネラが出たということ、一斉に皆さんワクチンを打つのですが、少し沈静化すると、やはり経営面を考えると、やって良いとは思いつつも、もう少し様子を見ようと思ってしまうというところがあります。そういう伝染病とか、今の畜産、酪農情勢を取り巻く状況に農家が追いついていけないというのが現状であると思えます。この伝染病の予防が後継牛の確保になります。そのことが畜産の経営の安定化につながると思えますので、この補助金の増額というのは、今後、考えていただきたいと思えます。

また、教育長から答弁いただきましたが、信頼して相談を受けたものは、最後に保護者と児童生徒が、これで分かりました、そういうような信頼関係を持ったような方向にさせていただき、こういう、いじめとか嫌がらせとかがオープンにできるような状態であ

ればいいと思います。やはり行政の側の解決ではなくて、相談をした保護者と児童生徒の了解といいですか、解決しましたという、その言葉がひとつあって物事というのは終わると思いますので、ぜひ、その方向でよろしく願いいたします。終わります。

決算特別委員長（鳩岡明男君）

次の方。姉帯委員。

姉帯春治委員

関連しますけども、伝染病のことについてお願いします。

説明書の93ページですけども、昨年度に比べると、かなり要望する人たちが減っているということだと思います。これが、やはり、先ほどのお話にもあるように、経営者に一番関わる部分が出てくるのではないかと思います。ただ、これは町独自で、この消毒作業をしていただいたデータなのか。それぞれの大きい酪農家が自分で消毒している部分については入っていないのかどうか、お願いします。

決算特別委員長（鳩岡明男君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（山下弘司君）

お答えいたします。

この家畜伝染病等の予防の関係は、先ほども少しお話しましたのですが、地区ごとで実施していく形になってございます。ですので、今年は江川地区をやっているわけですが、昨年度は葛巻地区とか、そういう形での数字の動きになるものでございます。

それから、予防の際には、家保さん、あと、葛巻の診療所、そういった獣医さん等が入りますので、そういう数字はきちっと押さえられている数字になってございます。

決算特別委員長（鳩岡明男君）

姉帯委員。

姉帯春治委員

私も和牛繁殖農家をやっていましたけども、例えば、和牛農家でアカバネ病をやると、その当時は1頭当たり1,750円くらいだったと思います。そうすると、私も1頭なったことがありますけれども、例えば、平均で400,000円するとき、それくらいのアカバネ病の対応できる注射を打たないということは、周りにも、自分にも大変なマイナスの部分が出てきますので、今、私は牛の方からは遠ざかっているわけですが、例えば、その伝染病の取りまとめのときに、昨年度はこういうことがありましたということ、をひとつも書いていないと、だから、経営が厳しいから今年がいいという簡単な考えがあるのではないかと思います。ですので、できれば取りまとめのときに、こういう病気が何件ありましたというようなデータを出すと、これは大変だということで、おそらく

加入者が増えるのではないかと思います、その辺はどのようにやってきましたか。

決算特別委員長（鳩岡明男君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（山下弘司君）

例えば、発生状況等の関係を随時その資料として示しながらお知らせをしたということは、その通常の予防の事業の中ではなかったかもしれませんが、そういった部分について情報提供が必要な部分については、例えばアカバネ病が発生しましたというようになった場合には、これまでも資料としてはなかったかもしれませんが、随時、農協さん等を通じながら、そういう形で連携しながら情報提供には努めてきております。そういった部分で、これから、そういう部分を農家の方々に情報提供が必要だということがあるとすれば、今後の部分については、検討しながら進めていきたいということでございます。よろしく願いいたします。

決算特別委員長（鳩岡明男君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、討論は本会議で行うこととし、これから採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

認定第1号、平成24年度葛巻町一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、認定第1号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

ここで、午後1時45分まで休憩いたします。

司会を交替させていただきます。

（休憩時刻 12時26分）

（再開時刻 13時45分）

決算特別副委員長（柴田勇雄君）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

委員長に代わって司会を務めます、決算特別委員会副委員長の柴田です。よろしくお願ひいたします。

それでは、日程第2、認定第2号、平成24年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

高宮委員。

高宮一明委員

一般会計で柴田委員が質問されておりましたが、その中で、いろいろ不納欠損調書等で説明をいただきました。それで、その一般会計の説明の中で、不納欠損額3,361,000円、この関係まで含まれた説明だったのかどうか、その辺までお聞きしたいと思います。差し押さえ件数が125件で6,000,000円ほどあるというようなことでありましたが、この保険事業の会計の中での説明も、その中に含まれておったのかどうか、確認の意味で質問させていただきます。

住民会計課長（上小路隆男君）

ただいまの国民健康保険税に係る不納欠損の部分です。

先ほど、一般会計の部分で、町税の部分について内訳等をお話させていただきました。その際に、国民健康保険税の部分についての詳細についての説明をしておりませんでしたので、ただいまから説明をさせていただきます。

平成24年度の不納欠損につきましては、5人で、件数が35件、期別にしまして186件、金額で3,361,190円、このような状況になっております。

不納欠損とした理由でございますが、この5人の方とも、一般会計で説明させていただきましたような内容でございます。生活保護法の受給世帯でありまして、滞納処分執行停止した期間が3年経過し、納税義務が消滅した方々でございます。なお、お一人の方につきましては、本人が亡くなっておると、相続人の方も相続放棄をしておると、このような内容なものでございます。これらの事案につきましては、滞納処分をすることができる財産がなく、今後においても支払うことが見込めないものと判断いたしまして、不納欠損をしたところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

決算特別副委員長（柴田勇雄君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、討論は本会議で行うこととし、これから採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

認定第2号、平成24年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、認定第2号は原案のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第3、認定第3号、平成24年度葛巻町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

鈴木委員。

鈴木満委員

江川簡水のことについて、お伺いいたします。

大変、水漏れ等がひどいという状況は毎回聞いておりますけれども、23年度、24年度でどれくらいの被害状況なのか。また、地区ごとで、この地区がひどいという状況が分かれば、ご答弁願いたいと思います。

決算特別副委員長(柴田勇雄君)

建設水道課長。

建設水道課長(村木淳一君)

23年度の漏水の修繕件数ですけれども、23年度が63件、24年度が107件となっております。25年度は、これまでで40件ほど出ております。

金額にしますと、23年度が15,990,000円、24年度が15,390,000円、25年度は、これまでで7,000,000円ほどとなっております。

漏水修繕の内訳、箇所数、箇所の内訳ですけれども、24年度が、江川簡易水道が54件ということで、全体の50.5パーセントほどを占めております。それに続きまして、葛巻が34パーセントとなっております。25年度に関しましては、江川が、今までで52.8パーセント、葛巻が33パーセントとなっております。以上です。

決算特別副委員長(柴田勇雄君)

ほかに。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、討論は本会議で行うこととし、これから採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

認定第3号、平成24年度葛巻町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、認定第3号は原案のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第4、認定第4号、平成24年度葛巻町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、討論は本会議で行うこととし、これから採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

認定第4号、平成24年度葛巻町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、認定第4号は原案のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第5、認定第5号、平成24年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、討論は本会議で行うこととし、これから採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

認定第5号、平成24年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、認定第5号は原案のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第6、認定第6号、平成24年度葛巻町国民健康保険病院事業会計決算の認定についてを議題といたします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

姉帯委員。

姉帯春治委員

今、数字を見させてもらいました。私も葛巻病院を使っていますけども、良い先生がそろっているから、こういうような数字になったのか。それとも、他の町村に流れている患者さんがあるから、こういうようになっているのか、その辺をお聞きします。

決算特別副委員長(柴田勇雄君)

病院事務局長。

病院事務局長(岩泉宇昭君)

決算の方が数字が落ちているということは、ほかに患者が流れているのではないかとというようなご質問ですけれども、実際、専門医の部分、例えば外科でありましても、整形外科とかは専門医が当病院の場合はおりませんので、そちらの方を専門的に診られたいという方は、やはり、そちらの方に行っていると思われまして、また、循環器に関しましても専門医が、昨年度はありましたけれども、今年はいないという状態ですので、そういった部分で他の病院を受診されている方がいることは確かにあることだと思います。ただ、その辺もあって入院患者も、なかなか増やせない状況でございますので、収入としては、なかなか上がらないという今の状態でございます。

決算特別副委員長(柴田勇雄君)

姉帯委員。

姉帯春治委員

どんどん葛巻の人口は減っておりますが、その割合で減っているのか。これは、先ほど病院の局長さんがお話したように、他の病院でなければならぬという患者さんはやむを得ないと思います。ただ、一般患者さん、それから、葛巻でもできる病気、そういうものについては、どのような、そのデータが町にあるのか、その辺をお聞きします。

決算特別副委員長(柴田勇雄君)

病院事務局長。

病院事務局長(岩泉宇昭君)

当町の場合、他市町村と異なりますか、岩泉町、旧山形村分、あと九戸村、その他の受診者も多少はいるわけですが、岩泉町に関しましては、前はJRバスが通っていた関係で、患者もかなり通えたのですが、今はその患者さんが来れないということで減っている部分がございます。ただ、実際、当町の患者さんが、ほかにどれくらい行っているかというところまではつかめていませんので、大変申し訳ございませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

決算特別副委員長（柴田勇雄君）

姉帯委員。

姉帯春治委員

この病院会計については、ただ黒字になればよいということではなくて、やはり一般会計からの繰り入れも結構ありますが、ただ、その一番大事なところは、一般患者さんが葛巻病院を利用されているかどうかが一番大事なのではないかと思います。

あとは、10人診るも20人診るも、先生方がしっかりそろっていなければならないことだと思いますので、そういうことになれば、こういうような結果になると思います。私は、大きな病気を2回しておりますけれども、会った町民の方々には、葛巻の病院は必要だから、できるだけ葛巻病院を使ってくださいと、そういうようなお話をしていますけれども、やはり、これから一番大事なものは、町民の還元として、どれくらいの線引きが、持ち出しができるのか、その辺を副町長から、ひとつよろしくお願ひします。

決算特別副委員長（柴田勇雄君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

病院会計に対して、一般会計からどれくらい繰り出しをできるかということではございますが、これにつきまして、あらかじめ、ここまでは大丈夫ですというような状況というのは、どうしても一般会計と、その繰り出しを受け入れる病院会計との財政のバランスといたしますか、そういったようなこと等もございしますので、あらかじめ、ここまでは大丈夫ですよというような額まで示すことはできませんが、いずれ、町長も申し上げておりますように、どうしても、今、人口が少なくなるという話もございましたが、そういう中であっても、病院を維持、発展させていかなければならないという考え方を強く持っているところであります。町民の安全・安心といたしますか、そういう観点からも一番重点的な施策といたしますか、そういう考え方で、今、取り組んでおるところでありますので、状況を見ながらでありますか、その病院の経営の健全化といたしますか、これに向けては努力していかなければならないと、このように思っているところであります。

決算特別副委員長（柴田勇雄君）

姉帯委員。

姉帯春治委員

簡単に言えば、少しは病院の経営が赤字でも、町民の方々が健康であればよいと思います。そういうことで、病院が黒字であればよいということではなくて、一番大事なものは、町外に一般の患者さんが出て行っているのかどうか、今後、その辺を考えていただけるのかどうか。おそらく、また聞く機会もありますので、そういうことをよろしくお願いします。

決算特別副委員長（柴田勇雄君）

病院事務局長。

病院事務局長（岩泉宇昭君）

ほかに患者さんが行っているのかどうかというのは、なかなか数字として押さえるのは難しいとは思いますが、国保の患者さんであれば、国保会計の方である程度押さえられるかと思しますので、そちらの方で少し動向を調べたいと思います。よろしくお願いします。

決算特別副委員長（柴田勇雄君）

ほかに。山岸委員。

山岸はる美委員

114 ページですが、平成 19 年度の一般病床 60 床のうち、入院患者さん 35.7 人、療養型が 17.6 人、53.3 パーセントで、平成 23 年度になってくると、一日の平均入院患者さん、ベッド数が 60 床のうち 19.8 人、療養型が 17.4 人、合わせて 37.1 パーセント、そして、昨年が 60 床のうち 20.8 人、療養型が 14.6 人、合わせて 35.4 パーセントの入院患者さんのベッドの稼働状況であります。

今、用地取得もほぼ収まりそうで、病院建築がそろそろ始まると思われていますが、こういうデータがあるところが、たたき台になると思います。現在、23 年、24 年に落ち込んで、体制の立て直しということで、保健師さん、総師長さん、または理事長さんを招き入れて病院改革をしていこうという意気込みではありますが、この 24 年度まで、どういったところをクリアすると、この入院患者数、また、一般の患者数の外来患者等の利用率を上げていくことができるとお考えでしょうか。

決算特別副委員長（柴田勇雄君）

病院事務局長。

病院事務局長（岩泉宇昭君）

確かに今の状態ですと、利用率が大変低いわけがございますけれども、今、計画的に、患者さんをなんとか増やせないかということで、毎週、先生方を交えて会議等を開いて、

いろいろな対策を考えている最中でございます。まず、病院が建設するまでには、なんとか病院建設時42床のうちの8割を超える34人程度までは、入院患者数を上げていきたいということで計画を立てて、ただいま取り組んでいる最中でございます。

決算特別副委員長（柴田勇雄君）

山岸委員。

山岸はる美委員

この間も町民の方から言われました。病気の危険度から他の病院に入院して、その段階的な段階で、葛巻病院の方に転院するということがあったのですが、本人にすれば、まだ完全な状態でないにも関わらず退院せざるを得なくて、すぐ悪化して、また、今度はリハビリセンターの方に行ったということでもあります。だから、皆さんが言うには、病院建築もさることながら、そういった入院患者、町民のための、また、周りの隣接町村で利用してくれる皆さんのための病院なのだから、その病気の度合いもあるかもしれませんが、できるのであれば、皆さん方は自分たちの地元の葛巻病院に入院したくても、なかなか、その本人たちが望むような状況にはないということです。また、地域性というのもあると思います。高齢者世帯、また、独居老人、退院してもすぐに一人で生活できるような状況でない人たちも、かなり多くいらっしゃると思います。そういう地域性も踏まえて、病気がきちんと完治して、自立できるような状態になるまでは退院を急がせないでほしいという声もありますが、この点は大変重要なところだと思っておりますが、病院事務局長はどのようにお考えでしょうか。

決算特別副委員長（柴田勇雄君）

病院事務局長。

病院事務局長（岩泉宇昭君）

その点については全くそのとおりでございます。それで、今、病院内でも話をしているところではございますけれども、二次救急といたしまして、本当に急を要する患者さんは三次救急、中央病院とか岩手医大とか、そちらの方で最初の治療をしていただいて、ある程度、落ち着いてきたら地元の葛巻病院に返していただいて、退院できるまで病院で診るといような形が望ましいのではないかなというように考えておるところでございます。

また、安心して入院できるというようなことを考えまして、看護課では医療の改善プロジェクトなんかも立ち上げて、質の高い看護を提供するためにはどうしたらいいかというようなことも、いろいろ取り組んでいるところでございますし、また、皆さんからのいろいろな意見を吸上げるためにも、また、相談できる体制をとるためにも、何でも相談ということで、先生でも、師長でも、また、専門の、栄養であれば栄養士の方とか、リハビリの方とか、どなたにでも相談できるような体制を今とっておりますので、皆さんに利用していただけるようにしたいと思います。よろしく申し上げます。

決算特別副委員長（柴田勇雄君）

山岸委員。

山岸はる美委員

確かに、敷居の低い病院をという張り紙がしてあります。それが一番望まれることですが、今、私がこうやって議場で質問しているのと、病院事務局長の答弁は、確かにこのとおりなのです。でも、実際には患者と、その担当の医師の方の、その実際の現場の中で、その望ましい状況というのは、大病院から、まだ完治の状態ではないけど、このくらいであれば葛巻病院でも受け入れが可能というのであれば、それに応えてもらいたいと思いますが、そこが、なかなか本人の体力の回復がない状態で退院をさせられたという声も聞いております。病院建築よりも内部改革が必要なのではないかと、私たちはこういう立場上、町民の方々から言われる機会もあります。やはり、皆さんのための病院であるということを病院内全員の認識のもとで状況を打開するには、やはり、皆さんがひとつになって町民のための、また、隣接の利用してくださる方々のための地域病院であるということの認識が、どの先生方、また、スタッフの方々にも浸透できるような、そういう意見の集約というのも必要だと思いますが、その点についてはどうでしょうか。

決算特別副委員長（柴田勇雄君）

病院事務局長。

病院事務局長（岩泉宇昭君）

おっしゃるとおりだと思います。

まず、今、病院改革に取り組んでいるところから、十分参考にさせていただいて、そのような体制にしていきたいと思います。よろしくお願ひします。

決算特別副委員長（柴田勇雄君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、討論は本会議で行うこととし、これから採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

認定第6号、平成24年度葛巻町国民健康保険病院事業会計決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方は、起立願ひします。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、認定第6号は原案のとおり認定することに決定しました。

以上をもって、決算特別委員会に付託されました案件の審査は、全部終了いたしました。

ご協力ありがとうございました。

これをもって、決算特別委員会を閉会します。

なお、明日12日は休会となりますので、口頭をもって通知いたします。

ご苦勞様でした。

(閉会時刻 14時15分)